

土地収用法第42条第1項の規定により，京都府収用委員会から同法第40条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので，同法第42条第2項の規定により，公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお，土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により，権利を害されるおそれのある者は，縦覧期間中に同法第43条の規定により京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

平成27年6月19日

京都市東山区長 鷲頭 雅浩

1 これらの書類に係る土地の所在，地番及び地目

所 在	地 番	地目（登記簿上）
京都市東山区福稲柿本町	20番54	宅 地

2 縦覧場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6
東山区役所地域力推進室総務・防災担当

3 縦覧期間及び時間

平成27年6月19日から同年7月3日まで
ただし，日曜日及び土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
午前8時30分から午後5時15分まで

（東山区役所地域力推進室）